

令和7年度

高島市有財産(土地)等売払いの入札実施案内書

○はじめに

高島市では、令和7年度高島市有財産(土地)等売払いに係る一般競争入札実施要領(高島市告示第7号)に基づき、市有地を売却します。

入札に参加を希望される方は、必ず事前に申込みが必要ですので、この案内書および入札実施要領をよくお読みになった上で、お申し込みください。

「高島市有財産(土地)等売払いの一般競争入札とは」

高島市があらかじめ定めた予定価格(最低売却価格)以上で最も高い価格をつけた方に購入していただく方法です。

1. 申込用紙の配布

配布期間：令和8年1月16日(金)から令和8年3月5日(木)まで
(ただし、土日祝日を除きます。)

配布場所：高島市新旭町北畠565番地
高島市役所本館 2階
総務部行財政管理局行政管理課
高島市ホームページからもダウンロードできます。

2. 申込書の受付期間および受付場所

受付期間：令和8年1月16日(金)から令和8年3月5日(木)まで
(ただし、土日祝日を除きます。)

受付時間：午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除きます。)
受付場所：高島市新旭町北畠565番地
高島市役所本館 2階
総務部行財政管理局行政管理課

3. 入札日時

入札日：令和8年3月16日(月)午後1時30分～

入札会場：高島市役所新館3階 会議室11

4. 入札物件

入札番号	物件所在地	地目	面積 (m ²)	入札開始時刻	予定価格(円) (最低売却価格)
1	高島市新旭町旭字村東811番1	宅地	3,461.14	午後1時30分	68,500,000
2	高島市新旭町饗庭字宮尻247番1	宅地	2,835.80	午後1時45分	10,418,000
	高島市新旭町饗庭字宮尻279番1	雑種地	325.00		

(物件調書、位置図、現地を必ずご確認ください。)

5. 入札参加資格

令和7年度高島市有財産(土地)売払いに係る一般競争入札実施要領に定まっている入札に参加する者に必要な資格を満たす方なら、どなたでもお申し込みいただけます。

[入札に参加する者に必要な資格](次の①から⑤の全てを満たす方)

- ① 次のアからカまでのいずれかに該当する者でその事実があった後2年を経過しないものでないこと。
 - ア 高島市との契約の履行に当たり、故意に工事もしくは製造を粗雑にし、または物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者。
 - イ 高島市が実施した競争入札またはせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者。
 - ウ 落札者が高島市と契約を締結することまたは高島市との契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督または検査の実施に当たり高島市の職員の職務の執行を妨げた者。
 - オ 正当な理由がなく高島市との契約を履行しなかった者。
 - カ アからオまでのいずれかに該当する者でその事実があった後2年を経過しないものを契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
- ② 次のアからオまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者。
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「防止法」という。)第2条第2号に規定する「暴力団」をいう。以下同じ。)または暴力

- 団員(防止法第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。以下同じ。)。
- ウ 暴力団もしくは暴力団員に関与していると認められる者または暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者。
- エ 入札に対する市有地を暴力団の事務所の敷地その他これらに類する目的で使用しようとする者。
- オ 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を得る目的または第三者に損害を与える目的で暴力団員または暴力団を利用している者。
- ③ 入札参加者の住所地において課される市(町村)税を滞納していない者。
- ④ 地方自治法第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する高島市の職員。
- ⑤ 高島市内に本店を有する法人または、高島市に住所を有する個人

6. 参加申込の方法

令和7年度高島市有財産(土地)売払いに係る一般競争入札参加申込書(様式第1号)および誓約書(様式第2号)、法人の場合には役員一覧(様式第3号)に必要事項を漏れなく記入し、記名押印の上、下記書類を添えて受付期間内に受付場所に提出してください。
(添付書類)

- ・市町村税等納税証明書(市町村税に未納がないことを証するものに限る。)
- ・住民票の写し(法人の場合は登記事項証明書および代表者事項証明書)

◎留意事項

- (1)申込書は持参に限ります。(郵送による申し込みは受付けません。)
- (2)提出書類が不足している場合、または提出書類の記載事項に不備のある場合は、受付しませんので、十分確認のうえ提出してください。

7. 入札にあたっての留意事項

- (1)入札当日の受付は、各物件の入札開始時刻の15分前から行います。
- (2)入札開始時刻までに受付と入札保証金の納付をお済ませください。
- (3)入札開始時刻に遅れますと、入札に参加できませんので、お早めにご来場ください。
- (4)入札会場に入室できる方は2名までとさせていただきますので、ご了承ください。
- (5)当日にご持参していただくもの

ア 令和7年度高島市有財産(土地)売払いに係る一般競争入札参加申込書(行政管理課の受付印を押印したもの)

イ 入札保証金の領収書

入札受付(3月16日)までに、入札金額の100分の5に相当する額(1円未満の端数は切り上げ)以上の額を入札保証金として納付書記載の金融機関の窓口で納付し、その領収書を受付時に提示してください。(小切手は受け付けません。)

なお、入札保証金は、落札者以外の方には、入札終了後ご指定の銀行口座への振込み手続きを行い、後日速やかに返還します。(利息は付しません。)

ウ 入札書(所定の用紙)

エ 委任状(代理の方が参加される場合のみ)

・法人の従業員等代表権限を有しない方が法人名で入札する場合にも必要です。

・入札申込者本人の実印押印が必要になります。

オ 入札申込者本人の印鑑登録証明書(発行日から3ヶ月以内のもの。)

8. 契約にあたっての留意事項

(1)当該物件の入札実施日から10日以内(3月26日まで)に、高島市有財産(土地)売買契約を締結してください。(売買契約は必ず申込者名義で締結してください。)

(2)契約締結時に売買代金の100分の10に相当する金額を契約保証金として納付書記載の金融機関の窓口で納付してください。(小切手は受け付けません。)

ただし、入札保証金を契約保証金の一部に充当させていただきますので、入札保証金を差し引いた金額を納付してください。(納付予定期限:3月26日)

(3)入札保証金は、売買契約を締結しないときは返還いたしません。

(4)売買契約書のうち、高島市保管用の1部に貼付する収入印紙は落札者の負担となります。(収入印紙提出予定期限:3月26日)

(5)売買契約締結後、売買物件に数量の不足その他かくれた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減免もしくは損害賠償の請求または契約の解除をすることができません。ただし、消費者契約法第2条第1項に規定する消費者である場合にあっては、この限りではありません。

(6)売買契約締結の日から売買物件の引渡しの日までの間において、高島市の責めに帰すことのできない理由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときはその損害は落札者の負担とします。

(7)売買契約締結に定める義務を履行しないために、高島市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

9. 売買代金の支払い

(1)契約締結後に、高島市が発行する納入通知書により売買代金を支払ってください。ただし、契約保証金は、売買代金の一部に充当させていただきますので、契約保証金を差し引いた金額を納付してください。(納付予定期限:4月24日)

(2)売買代金の支払いが行われず、契約が解除された場合は、契約保証金は返還いたし

ません。

10. 所有权の移転登記

- (1)所有権は、売買代金の支払いが完了したときに移転します。
- (2)登記の手続きは、高島市が行います。
- (3)登録免許税(収入印紙)、所有権の移転に要する一切の費用は、落札者の負担となります。(収入印紙提出予定期限:4月24日)

11. その他の留意事項

- (1)物件の引渡しは現状のまま行いますので、必ず事前に現地確認をしておいて下さい。
- (2)物件の活用にあたっては、関係法令および条例等により規制がかかる場合がありますので、関係機関にご確認ください。
- (3)所有権移転後の公租公課等は、落札者の負担となります。(不動産取得税、固定資産税、下水道受益者負担金、水道加入金等)
- (4)その他、令和7年度高島市有財産(土地)売払いに係る一般競争入札実施要領、高島市有財産売買契約書(案)をご確認ください。

12. お問い合わせ先

〒520-1592

滋賀県高島市新旭町北畠565番地

高島市総務部行財政管理局行政管理課

電話 0740-25-8112(直通)

FAX 0740-25-8100(FAX 送信後に電話連絡してください。)